

省令

○農林水産省令第五十九号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年六月七日

農林水産大臣 赤城 徳彦

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表二の十四の項植物の欄中、「以下」を削り、同表の付表第四中、「並びにグレープフルーツ」を「グレープフルーツ並びにクレメンティン」に改め、同表の付表第五中、「以外の」を、經由し、かつ、並びにグレープフルーツを、グレープフルーツ並びにクレメンティン」に改め、同表の付表第三十三中、「乾草に混入した」を削る。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十四号

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二條第四項、第六十條、第六十六條第一項、第八十二條、第八十三條の二、第九十七條第三項、第九十九條並びに第三百七十七條第一項及び第二項の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年六月七日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

航空法施行規則の一部を改正する省令(航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

第九十七條を次の一号を加える。
九 S B A S (静止衛星型衛星航法補強施設をいう。以下同じ。)

第二百四十五條に次の一項を加える。
2 前項の規定にかかわらず、第九十一條の二第一項第五号に掲げる飛行中であつては、方向探知機、V O R受信装置及び機上タカソ装置は、装備しなくてもよいものとする。

第四百四十八條第四号中、「第四百四十五條」を、「第四百四十五條第一項」に改める。
第四百五十五條第一項「中」又は精密ドブラーレーダー装置を、「精密ドブラーレーダー装置又は衛星航法装置」に改める。

第二百八十九條の見出し中、「附近」を、「付近」に改め、同條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「計器飛行」を「計器飛行方式」に改め、同項第三号イを次のように改める。
イ 進入限界高度よりも高い高度の特定の地点を通過する時点において飛行場における気象状態が当該飛行場への着陸のための進入を継続することができる最低の気象条件未満であるとき。

第二百八十九條第一項第三号口中、「地表面又は水面」を、「目視物標」に改め、「視認」の下に、「かつ識別」を加え、同條第二項中「進入限界高度」の下に、「進入限界高度よりも高い高度の特定の地点及び目視物標」を加える。
第二百九十一條の二第一項第二号中、「地上物標」を、「目視物標」に改め、同項に次の一号を加える。
五 許容される航法精度が指定された経路又は空域における広域航法による飛行(D M E、S B A Sその他の無線施設からの電波の受信又は慣性航法装置の利用により任意の経路を飛行する方式による飛行をいう。)

第二百九十六條中「計器飛行方式により飛行する」を削り、同條第一号中「場合」の下に(次号から第四号までに規定する場合を除く。)を加え、同條第二号を次のように改める。
二 有視界気象状態にあり、かつ、有視界気象状態を維持して最寄りの飛行場に着陸することが困難な場合(計器飛行方式により飛行する場合に限る。)(又は計器気象状態にある場合は、次に掲げる方法により航行すること。
イ 法第九十七條第一項の承認を受けた飛行計画による航路(以下「承認を受けた航路」という。)に従つて、当該飛行計画による最初の着陸地(以下、「目的地」という。)の上空(目的地へ進入する地点として特定の航空保安無線施設又は地点が指示されている場合は、その上空。以下この条において同じ。)まで飛行すること。ただし、通信機が故障する以前に管制業務を行う機関より受けた指示(以下、「故障前の指示」という。))により、承認を受けた航路から、時的に逸脱している場合は、最寄りの位置通報点故障前の指示により、承認を受けた航路に戻る地点が明らかとされている場合は、当該地点)において承認を受けた航路に戻り、その後、当該承認を受けた航路に沿つて飛行すること。
ロ 故障前の指示による高度又は国土交通大臣が定める経路(ことに国土交通大臣が地表、水面若しくは障害物との間隔等を考慮して定める最低の高度のいずれか高い高度及び当該故障前の指示による速度)以下、故障前の指示による高度等」という。)を維持して国土交通大臣が定める時間まで飛行し、その後、通報した飛行計画による高度及び速度を維持して飛行すること。ただし、故障前の指示により、着陸のための降下を指示されている場合は、故障前の指示による高度等を維持して飛行すること。
第二百九十六條第三号中「進入許可」を、「着陸のための進入の許可(以下、「進入許可」という。))に改め、同号イ中「進入予定時刻」を、「進入許可の指示が与えられる予定時刻(以下、「進入予定時刻」という。))」に改め、同條第四号中「計器気象状態」を、「有視界気象状態にあり、かつ、有視界気象状態を維持して最寄りの飛行場に着陸することが困難な場合(計器飛行方式により飛行する場合に限る。)(又は計器気象状態」に改める。
第二百九十九條の二第一項第四号中「進入限度高度」の下に、「進入限界高度よりも高い高度の特定の地点及び目視物標」を加える。
第二百四十條第一項第二十四号の二中、「第二百四十五條」を、「第四百四十五條第一項」に改め、同項中第三十六号を削り、第三十六号の二を第三十六号とし、第三十六号の三を第三十六号の二とし、同條第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。
六 法第九十九條の規定による権限(第二百四十二條の二第一項第十一号に掲げるものを除く。)

第二百四十條の二第一項中、「同項第三十六号の二」を、「同項第三十六号」に改め、同項第三十六号の三を、「同項第三十六号の二」に改め、同條第二項中、「第三十六号」を、「第三十五号」に改め、権限」の下に、「及び前條第二項第六号の権限」を加え、同條第三項中「から第七号まで」を、「第七号及び第八号」に改める。
第二百四十二條の表第二号中、「同項第三十六号の二」を、「同項第三十六号」に改め、同表第八号中、「同項第三十六号の二」を、「同項第三十六号」に改め、同項第三十六号の三を、「同項第三十六号の二」に改める。
附則
(施行期日)
1 この省令は、平成十九年九月二十七日から施行する。ただし、第二百四十條(同條第一項第二十四号の二の改正規定を除く。)、第二百四十條の二及び第二百四十二條の改正規定は同年七月一日から施行する。
(経過措置)
2 この省令による改正後の航空法施行規則第九十一條の二第一項第五号に掲げる特別な方式による航行について航空法第八十三條の二の規定による許可を受けようとする者は、施行日前において、その申請を行うことができる。
3 この省令の施行の際現に改正前の航空法施行規則第二百六條の規定により航行している航空機については、この省令による改正後の航空法施行規則第二百六條の規定にかかわらず、その航行が終了するまでは、なお従前の例による。
○内閣府告示第五百十一号
構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第六條第一項の規定に基づき、平成十八年十二月二十七日内閣府告示第九百三十一号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年五月三十一日付けで認定したので、次のとおり公示する。
平成十九年六月七日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 塩崎 恭久
一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 埼玉
二 構造改革特別区域の名称 埼玉県はばたくI
T人材特区
三 構造改革特別区域の範囲 埼玉県の全域
変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称(番号)については、構造改革特別区域法第三條第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。(修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業(一三三)(一四三及び一四五)及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業(一一三)(一一四及び一一四六))